

第3」に改め、同項を同条第2項とし、同条を第4条とする。

第8条を第5条とする。

別表第1及び別表第2を削る。

別表第3中「(第6条関係)」を「(第3条関係)」に改め、同表第2項第15号中「魚介類せり売営業」を「魚介類競り売り営業」に改め、同号イ中「せり売場所」を「競り売場所」に改め、同項第16号中「魚肉ねり製品製造業」を「魚肉練り製品製造業」に改め、同項第24号中「ショートニング製造業」を「ショートニング製造業」に改め、同項第26号中「醬^{しょう}油製造業」を「しょうゆ製造業」に改め、同項第30号中「^{なっ}納豆製造業」を「納豆製造業」に改め、同項第31号中「めん類製造業」を「麵類製造業」に改め、同号ア中「ゆでめん」を「ゆで麵」に改め、同号イ中「乾めん」を「乾麵」に改め、同表を別表第1とする。

別表第4中「(第7条関係)」を「(第4条関係)」に改め、同表を別表第2とする。

別表第5を削る。

別表第6中「(第7条関係)」を「(第4条関係)」に改め、同表第1項各号列記以外の部分中「別表第4第1項」を「別表第2第1項」に改め、同項第2号コ中「所定の温度」の次に「(冷凍するものにあつては摂氏零下18度以下、冷蔵するものにあつては摂氏10度以下、温蔵するものにあつては摂氏63度以上とする。)」を加え、同表第2項各号列記以外の部分中「別表第4第2項」を「別表第2第2項」に改め、同項第1号カ中「別表第3第1項第1号から第6号まで」を「別表第1第1項第1号から第6号まで」に、「別表第3第1項第1号から第17号まで」を「別表第1第1項第1号から第17号まで」に改め、同表第3項各号列記以外の部分中「別表第4第3項」を「別表第2第3項」に改め、同表を別表第3とする。

様式第1号中「第4条第1項」を「第3条第1項」に改める。

様式第1号の2中「第4条第2項」を「第3条第2項」に改める。

様式第2号中「第4条第3項」を「第3条第3項」に改める。

様式第3号を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の富山県食品衛生条例施行規則（以下「旧規則」という。）第2条第2項、第2条の2から第5条まで、第7条第2項及び第3項、別表第1、別表第2並びに別表第5の規定並びに様式第3号は、この規則の施行の日から起算して1年を経過する日までの間は、なおその効力を有する。

3 旧規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(生活衛生課)

富山県食品衛生法施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和2年3月25日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第13号

富山県食品衛生法施行規則の一部を改正する規則

富山県食品衛生法施行規則（平成12年富山県規則第32号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第9条第1項ただし書」を「第10条第1項ただし書」に改める。

附 則

この規則は、令和2年6月1日から施行する。

(生活衛生課)

